

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月4日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第65号

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年鳥取市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表日常生活費の項中「50円」を「150円」に、「30円」を「90円」に、教養娯楽費の項中「20円」を「60円」に、TV等電気代の項中「31円」を「90円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。